

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	維持管理計画書 1. 産業廃棄物の受入方法(P7)のとおり				
	施設操業時の維持管理方法	維持管理計画書 2. 埋立管理(P7)のとおり 3. 施設管理(P8)のとおり 4. 浸出水処理施設の維持管理について(P8)のとおり 5. モニタリング計画(P8)のとおり				
	維持管理基準への対応状況	別記様式50-1-2のとおり				
	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書 8. 埋立終了から廃止までの維持管理(P13)のとおり				
	施設整備・点検頻度	維持管理計画書 6. 施設の点検計画(P10)のとおり				
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	維持管理計画書 7. 維持管理の記録および記録閲覧の方法(P12)のとおり				
	閲覧場所	維持管理計画書 7. 維持管理の記録および記録閲覧の方法(P12)のとおり				
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	維持管理計画書 7. 維持管理の記録および記録閲覧の方法(P12)のとおり				
異常時の連絡体制	インデックス11 P4 「緊急連絡体制図」のとおり					
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度	
ばいじん (g/Nm ³)						
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)						
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)						
塩素水素 (mg/Nm ³)						
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)						

(日本工業規格A4)

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	月1回以上
生物学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	≤20mg/L	≤20mg/L	≤20mg/L	≤60mg/L	月1回以上
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	≤90mg/L	≤90mg/L	≤90mg/L	≤90mg/L	年1回以上
浮遊物質量(SS) (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤60mg/L	月1回以上
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油) (mg/L)	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	年1回以上
ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物性油) (mg/L)	≤30mg/L	≤30mg/L	≤30mg/L	≤30mg/L	年1回以上
フェノール類含有量 (mg/L)	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	年1回以上
銅含有量 (mg/L)	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	年1回以上
亜鉛含有量 (mg/L)	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	年1回以上
溶解性鉄含有量 (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	年1回以上
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	年1回以上
クロム含有量 (mg/L)	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	年1回以上
大腸菌群数 (個/cm ³)	≤日間平均 3,000個/cm ³	≤日間平均 3,000個/cm ³	≤日間平均 3,000個/cm ³	≤日間平均 3,000個/cm ³	年1回以上
窒素含有量 (mg/L)	日間平均60mg/L	放流水が最終的に到達する日本海には、窒素および磷に係る規制はありません。			
燐含有量 (mg/L)	放流水が最終的に到達する日本海には、窒素および磷に係る規制はありません。				
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	年1回以上
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/L)	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	年1回以上
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
鉛及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
有機磷化合物 (mg/L)	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	年1回以上
六価クロム化合物 (mg/L)	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	年1回以上
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
シアン化合物 (mg/L)	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	年1回以上
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	年1回以上
トリクロロエチレン (mg/L)	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	年1回以上
テトラクロロエチレン (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
ジクロロメタン (mg/L)	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	年1回以上
四塩化炭素 (mg/L)	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	年1回以上
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	年1回以上
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	年1回以上
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	年1回以上
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	年1回以上
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	年1回以上
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	年1回以上
チウラム (mg/L)	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	年1回以上
シマジン (mg/L)	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	年1回以上
チオベンカルブ (mg/L)	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	年1回以上
ベンゼン (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
セレン及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	年1回以上
ほう素及びその化合物 (mg/L)	≤50mg/L	≤50mg/L	≤50mg/L	≤50mg/L	年1回以上
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	≤15mg/L	≤15mg/L	≤15mg/L	≤15mg/L	年1回以上
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	≤200mg/L	≤200mg/L	≤200mg/L	≤200mg/L	年1回以上
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	年1回以上

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

	基 準	措置内容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	飛散しやすい廃棄物を受入れた場合は、覆土を速やかに実施します。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布します。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を整えておくこと。	可燃性の廃棄物を受入れた場合は、火災の発生を防止するために覆土作業を行います。また、埋立地および浸出水処理施設内には、消火器を備え置きます。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行う。また、薬剤を散布する場合は、必要最小限とします。
囲 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	埋立地周辺は周囲が山林に囲まれており、車両及び人が容易に侵入できません。また、施設の入口には門扉および柵があり立ち入ることはできません。
	埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立終了後に埋立地を埋立以外の用に供する場合は、埋立地の周囲に杭その他の設備によって埋立地の範囲を明らかにします。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講じます。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書 6. (3)点検内容と対策①貯留構造物（土えん堤）の対策を講じます。(P10)
遮水工の砂等による被覆 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆います。
遮水工の点検 (第1条第2項第9号)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書 6. (3)点検内容と対策②遮水工の対策を講じます。(P11)
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排水された地下水の水質検査を次により行うこと。	埋立開始前に表-3地下水検査項目および電気伝導率、塩化物イオン濃度の測定を行い、記録します。(P16)
	イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。	

	基 準	措置内容
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	<p>ロ 埋立処分開始後に地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立開始後は表-3地下水検査項目を年1回以上測定し記録します。(P16)</p> <p>埋立開始後、電気伝導率を月1回以上測定し記録します。(P14)</p> <p>測定した電気伝導率に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録します。</p>
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)	<p>地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除きます。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。</p>
被覆型埋立地における雨水流出防止 (第1条第2項第12号)	<p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられている埋立地にあつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しません</p>
調整池の点検 (第1条第2項第13号)	<p>調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>維持管理計画書 6.(3)点検内容と対策④その他施設の対策を講じます。(P11)</p>
調整池の維持管理 (第1条第2項第14号)	<p>浸出水処理設備の維持管理は、次により行うこと 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量(別表第一の備考に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>維持管理計画書 6.(3)点検内容と対策③浸出水処理施設の対策を講じます。(P11)</p> <p>水素イオン濃度、BOD、SSについて、月1回以上測定を行い記録します。(P14)</p> <p>表-2の排水基準等に係る項目について、年1回以上測定を行い記録します。(P15)</p>
防凍措置の点検 (第1条第2項第14号の2)	<p>導水管等に講じた防凍の措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>導水管等の暗渠管は江差町の凍結深度である90cmより深い位置に敷設します。</p>
開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)	<p>埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地の外周に設置する雨水分側溝は、適宜、堆積した土砂を除去します。</p>
発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)	<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>法面ガス抜き管および堅型ガス抜き管を設置します。</p>

基 準		措置内容
開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)	<p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いより開口部を閉鎖すること。</p> <p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地にあつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖します。
覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土の表面には植生を施します。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存します。

維持管理記録等及び維持管理積立金（法第15条の2の4において準用）

基 準		措置内容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び、当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び状況に関する情報にあつては、環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表します。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これを当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	環境省令の定めによるところにより環境省令で定める事項を記載し、当該産業廃棄物処理施設の管理事務所に関覧場所を設け、施設が開場している間、閲覧可能とします。また、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めがあつた場合は、正当な理由がない限り、閲覧を拒みません。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	埋立処分の終了までの間、毎年度、知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てます。

廃止基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措置内容
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止します。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	埋立ガスはガス抜き管から速やかに排出することとし、厚さ50cm以上の最終覆土を行って、火災の発生を防止します。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止します。
地下水の水質 (第1条第3項第5号)	地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りではない。 地下水の水質等が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	表-3地下水点検項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録します。(P16)
保有水等の水質 (第1条第3項第6号)	保有水等の集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。 (1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上 (2) 放流水pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量（別表第一の備考に規定する場合に限る。）に規定する項目 3ヶ月に1回以上	(1)水素イオン濃度、BOD、SSについて、6ヶ月に1回以上測定します(P14) (2)表-2に規定する項目を排水基準等に適合後3ヶ月に1回以上測定します(P15)
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	ガスの発生が認められた場合は、3ヶ月に1回程度で測定します。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	ガス抜き管等から温度計を用いて測定し、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認します。
覆 い (第1条第3項第9号)	厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖します。
被覆型埋立地の覆い (第1条第3項第10号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	該当しません
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出水又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	周辺地域に生活環境保全上の支障が生じていないことを確認します。
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備及び地表水流入防止のための開渠その他の設備が、構造基準に適合していないと認められないこと。	地すべり防止工、沈下防止工、土えん堤、えん堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認します。

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

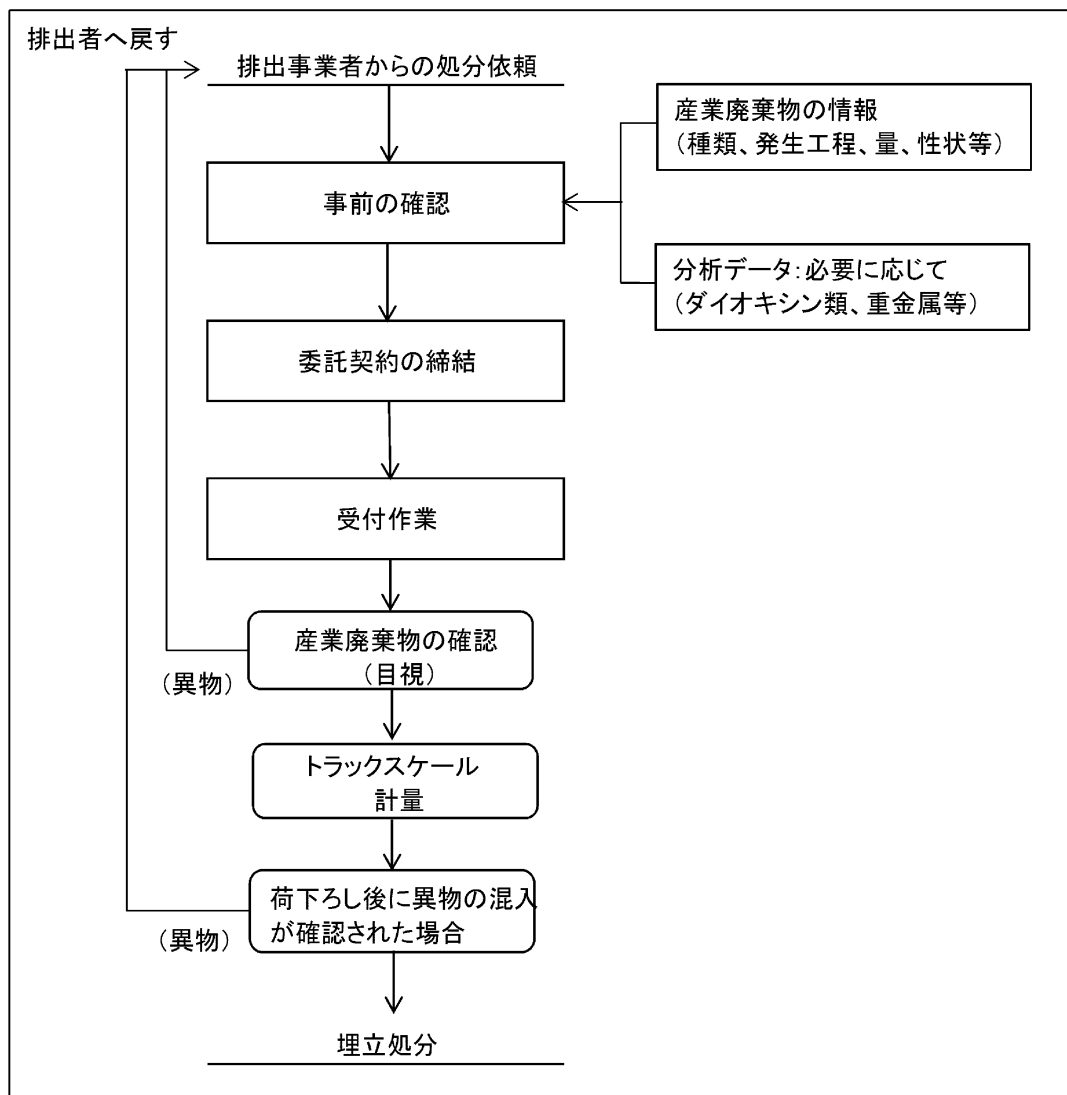
排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報を入手し、必要に応じて分析データ等についても提出を求める。

(2) 委託契約の締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、委託契約を締結する。

(3) 受付作業

- ① 管理棟において受付する際に、目視により車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。その際、事前に結んだ契約の内容又は manifests の記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、トラックスケールで計量を行う。
- ③ 埋立地での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入された廃棄物の一部(異物)若しくは全部を持ち帰らせることとして、必要に応じて manifests の修正を求める。
- ④ 受入、受付の管理については、従業員に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。



受入フロー図

2. 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う、この際粉じんの発生がある場合には、散水を行い粉じんの発生防止に努める。

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の埋立にあたっては、一定の場所においてかつ分散しないように埋立する。

(2) 覆土

1日の作業終了時には即日覆土を行うが、飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合は、飛散防止のため適宜覆土を実施する。

また、廃棄物層の厚さが概ね3mに達した時には、約50cmの中間覆土を行う。

(3) 飛散・流出防止措置

受け入れた産業廃棄物が飛散しないように、適宜覆土、散水を行う。

(4) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土(即日覆土30cm)を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

(5) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、毎日の覆土作業(即日覆土30cm)を確実にを行う。

また、埋立地及び浸出水処理施設内には、消火器を備え置くこととする。

(6) ねずみの発生及び蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土(即日覆土30cm)を行い、必要に応じて薬剤を散布する。

3. 施設管理

(1) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書換えその他必要な措置を講じる。

(2) 受け入れた産業廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わない又は遮水工を砂等で保護を行った後に埋立をする。

(3) 処分場周囲に設置した雨水排水設備の機能が損なわれないよう、堆積した土砂等は速やかに除去し、損傷等があった場合には補修を行う等必要な措置を講じる。

(4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管を設置する。

(5) 冬期間においても浸出液処理設備の性能を維持するため、加温槽を設置し水温の管理を行う。

(6) 埋立地の残余容量について、1回/年以上測定を行い記録する。

(7) 埋立終了後の維持管理のため、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金の積み立てを行う。

(8) その他

① 埋立作業マニュアルを作成し従業員に周知、徹底を図る。

② 維持管理積立金の積立を行い、埋立終了後は、積立た維持管理積立金の取り戻しにより、適切な維持管理を行う。

4. 浸出液処理設備の維持管理について

- (1) 放流水の水質が、基準省令に定める排水基準等に適合するよう維持管理する。
- (2) 燃え殻、ばいじんの受入を行うため、ダイオキシン類の対策として、放流水のSSは、10mg/L以下となるよう管理する。
- (3) 低温時においても浸出液処理設備の性能を維持するため、加温槽を設置し水温の管理を行う。
- (4) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内微生物の保持を図る。
- (5) 増水期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留量の削減や堆積物を除去しておく。また、各処理プロセスにおいて、酸素不足とならないよう留意する。
- (6) 高負荷時及び低負荷時には、各処理槽における滞留時間、薬剤の投入量の調節等を行い対応する。
- (7) その他
 - ア. 浸出液処理設備管理マニュアルを作成し上記の維持管理について、従業員に周知、徹底を図る。
 - イ. 当該マニュアルで解決出来ない問題が発生した場合は、メーカーに対応を求め、施設の稼働状況を良好な状態に保つ。

5. モニタリング計画

必要な水質検査は、表-1のとおりである。

(1) 放流水

放流水の測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに放流を停止し速やかに関係機関へ連絡するとともに原因究明のための調査を行う。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、1回/月以上の測定を行い記録する。
- ② 表-2の排水基準等に係る項目について、1回/年以上の測定を行い記録する。

(2) 地下水

埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することが出来る井戸を埋立地の上流側と下流側の2箇所に設置し、水質検査を実施する。

地下水の測定結果に基準値超過又は急激な水質の悪化等の異常が、確認された場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに原因究明のための調査を行う。

- ① 埋立開始前に表-3地下水検査項目及び電気伝導率、塩化物イオン濃度の測定を行い記録する。
- ② 埋立開始後、電気伝導率を1回/月以上、表-3地下水検査項目を1回/年以上測定を行い記録する。

(3) 浸出水

浸出液処理施設を適切に運転するため、次の調査を実施する。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、1回/年以上の測定を行い記録する。

6. 施設の点検計画

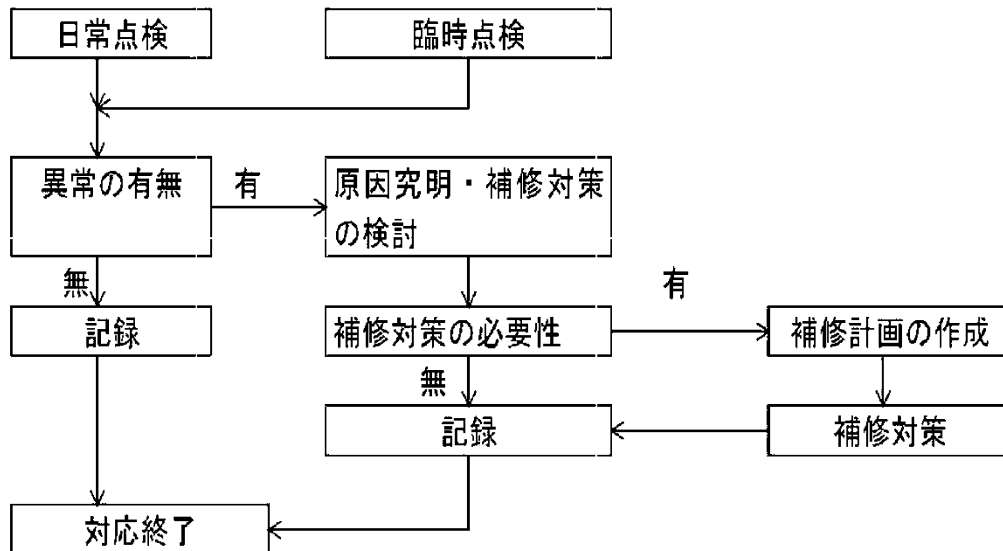
施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するために、各施設の点検管理における管理項目、管理頻度、管理方法を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

日常点検：周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検

臨時点検：大雨、地震等の異常時が起こった際に実施する点検

(2) 点検管理フロー



(3) 点検内容と対策

① 貯留構造物(土えん堤)

点検項目	① 堤体への廃棄物・土砂の堆積 ② 堤体への雑草の繁茂・植生 ③ 堤体からの漏水 ④ 堤体の亀裂 ⑤ 堤体の膨潤 ⑥ 堤体の沈下 ⑦ 小段の浸食、崩壊 ⑧ 法面の浸食、洗掘 ⑨ 法面のはらみだし ⑩ 法面の崩壊、崩落 ⑪ 基礎地盤の沈下 ⑫ 地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫：週1回以上 ⑥、⑪：月1回以上
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫：目視 ⑥、⑪：沈下計又は測量
補修対策	・抑え盛土工法 ・土留擁壁の施工 ・排水溝の設置 ・その他

② 遮水工

点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ①穴あき、引き裂き傷、ひび割れ ②異常な伸び ③マットの膨らみ、へこみ、突っ張り ④マットの剥がれ ⑤降雨後の湛水状況 ⑥マットの劣化状況 ⑦接合部の剥がれ、口あき ⑧マット下部地盤の状況
点検頻度	①～⑧:日1回以上
点検方法	①～⑧:目視(埋立済みの箇所は、地下水のモニタリング結果)
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷箇所の取替え、接合部の接合直し ・補修材による修復 ・埋立済みの箇所の場合は、廃棄物を掘り起こし補修する ・その他

③ 浸出液処理設備

点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ①浸出液の水量、水温、水質 ②運転条件の設定、見直し ③各処理設備、機器類
点検頻度	<ul style="list-style-type: none"> ①:目視日1回以上、測定は月1回以上 ②:年4回以上(各既設毎及び必要に応じて) ③:目視日1回以上、計測は月1回以上
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> ①:流量計及び水質分析等 ②:水量、水質データ ③:目視、計測等
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・異常箇所は、速やかに部品交換等補修する ・必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行う ・その他

④ その他施設

点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ①雨水集排水施設 ②ガス抜き管 ③飛散防止設備、門扉、囲い、表示設備 ④調整池 ⑤その他
点検頻度	①～⑤:日1回以上
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> ①～③、⑤:目視 ④:目視、水量については、深さを計測する
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・異常箇所は、速やかに補修する ・その他

⑤ 廃棄物層の上に設置する土堰堤および最終覆土

<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物層の沈下による土堰堤の沈下 ・最終覆土を実施した部分の沈下 ・土堰堤の沈下による遮水シートの緊張やたるみ ・測定した残余容量の変化 ・埋め立てた廃棄物量の管理
<p>点検項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 堤体への雑草の繁茂・植生 ② 堤体からの漏水 ③ 堤体の亀裂 ④ 堤体の膨潤 ⑤ 堤体の沈下 ⑥ 法面の浸食、洗掘 ⑦ 法面のはらみだし ⑧ 法面の崩壊、崩落 ⑨ 最終覆土の沈下
<p>点検頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①～④、⑥～⑧: 週1回以上 ⑤: 月1回以上
<p>点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①～④、⑥～⑧: 目視 ⑤: 沈下計又は測量
<p>沈下の低減対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の敷均し転圧を入念に実施する ・土堰堤を設置する部分は、埋立作業を優先的に行い、早い段階で沈下を促進させる
<p>補修対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土堰堤の設置や最終覆土が終了した部分が沈下した場合は、土砂を補充する ・遮水シートの緊張やたるみは、部分的にシートの固定をはずしてこれらを解消し、再度シートを固定する ・排水溝の設置 (上段に位置する法面からの雨水が下段(対象となる法面)に悪影響を及ぼす場合、上段に位置する法面の法尻に設置する) ・その他
<p>管理上の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立てた廃棄物量は、重量で管理する。 ・完成面(土堰堤や最終覆土を施した部分)の沈下に対しては、土砂を補充する対策をとるため、埋め立てた廃棄物の容量が計画量を超えることはない。

7. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法

(1) 記録の作成及び保存について

施設の点検及び水質検査の結果については、記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設け、月曜日から土曜日の9:00～16:00まで閲覧可能(休業日を除く。)とする。

また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き閲覧に供することとし、廃止までの間保存する。

(閲覧の求めがあった場合は正当な理由なしに閲覧を拒まない)

(2) 閲覧する内容

内 容	備え置く期限
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日までに備え置く
擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
上記措置の内容	
調整池の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検の結果、調整池が破損するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出液処理設備の点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く

8. 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行うものとする。

- (1) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- (2) 埋立ガスはガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ50cm以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- (3) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- (4) 表-3地下水検査項目について、廃止するまで1回／年以上の測定を行い記録する。
- (5) 地すべり防止工、沈下防止工、擁壁、えん堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを1回／月以上確認する。
- (6) 表-2の排水基準等に係る項目については、1回／6か月以上、水素イオン濃度、BOD、SSについては、1回／3か月以上の測定を行い記録する。
- (7) 埋立ガスの確認
 - ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧が出来るだけ等しくなるようにする。
 - ② ガスの発生量の測定は、ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋め立てた位置等適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
 - ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
 - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
 - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、原則として3ヶ月に1回以上とする。
- (8) 埋立地の内部が周辺温度の地中温度と比べ、異常な高温になっていないかを確認する。
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行うものとし、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認する。
- (9) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。破損がないことを1回／月以上確認する。
- (10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを1回／月以上確認する。
- (11) 埋立終了後の維持管理費用は、維持管理積立金を用いる。

表－1 必要な水質検査関係一覧

	地下水		放流水		浸出水(保有水)	
	地下水等検査項目	電気伝導率及び塩化物イオン	排水基準に係る項目(右欄の項目を除く)	pH、BOD、SS	排水基準に係る項目(右欄の項目を除く)	pH、BOD、SS
埋立開始前	○	○	－	－	－	－
埋立期間中	1回／年以上	1回／月以上	1回／年以上	1回／月以上	－	1回／年以上
埋立終了後	1回／年以上	1回／月以上	1回／年以上	1回／月以上	1回／6月以上	1回／3月以上

表－２ 放流水の検査項目および基準省令に基づく排水基準

水素イオン濃度	(海域以外) 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	—
リン含有量	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物及びその化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L 以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	(海域以外) 50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	(海域以外) 15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L 以下

※「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

表－3 地下水の水質検査項目および基準値

アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下